

質問事項に対する回答書

(件名)磐越自動車道 宝珠山トンネル工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	3月26日	特記仕様書 土木工事共通仕様書	1 1-12	4-2 1-7-3	<p>工事経験を有する配置技術者の従事開始時期をご教示ください。 左記章に契約後、配置する技術者について下記の記載があります。 余裕期間を設定しないとして、①各々の工事経験を有する配置技術者の専任開始時期は、工期の始期でしょうか？ ②または各工種着手時でしょうか？ ※建設業法に定める一級土木施工管理技士資格及び監理技術者証等を有する技術者を別途、工期の始期より選任で現場に配置する場合。 ③工種着手時であれば、請負者の工程(監督員承認工程)によると考えて宜しいでしょうか？ご教示ください。 【特記仕様書 4-2】 配置予定の現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が平成17年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工経験を有するものとするが、その施工経験における従事役職は問わない。共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 また、a)及びb)の施工経験は同一の工事、同一の技術者である必要はない。なお、a)及びb)の施工経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は建設業法の許可業種(土木一式工事業)に係る資格を有している者でなければならない。 a)NATMにより施工した内空面積30m²以上で、かつ施工延長200m以上あるトンネル工事 b)オールケーシング工法により施工した場所打ち杭の工事</p>	<p>土木工事共通仕様書1-7-1「現場代理人等の所属」に記載のとおり、配置技術者は、原則として契約期間中設置するものとする、に基づき、工事の開始時期から配置する必要があります。ただし、専任の開始時期に関しては、1-7-2「現場代理人等の常駐」(2)に記載のとおり、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所等の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)、については、専任を要しないものとします。</p>